

第三期中期目標策定に向けた埼玉県の意見照会に対する本学の意見

令和3年6月30日
公立大学法人埼玉県立大学
理事長 田中 滋

令和3年4月20日付で埼玉県保健医療部長から示された標記の意見照会に対する本学の意見は下記のとおりですので、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

1. 中期目標に対する本学の考え方

1. 埼玉県の施策に対する協力について

- 本学は、埼玉県知事が示す中期目標を達成するため最大限の努力を行うとともに、教育・研究の成果を生かし、埼玉県の施策に対して可能な限りの協力を行う考えである。

2. 大学としての自主性・自律性の確保について

- 大学には、病院などと異なり、日本国憲法に規定された「学問の自由」を保障するための制度的担保として「大学の自治」が認められており、中期目標の設定に当たっても、本学の自主性、自律性その他の教育研究の特性について十分配慮していただくことが必要である。
- 本学は開学後20年を経過し、組織形態も埼玉県の組織の一部から地方独立行政法人に移行し、大学運営も大きく発展してきた。次期中期目標の策定に当たっては、本学が今後の経済社会環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、その役割を十分に発揮できるよう、自主性・自律性を強化する方向で検討していただきたいと考えている。
- 中期計画は、中期目標を踏まえ、本学が策定するものである。本学としては、中期目標が示されたならば、その達成に向け中期計画を策定し、全力で取り組む考えであるが、大学の自主性・自律性等の観点から、中期目標をどのような手段で達成するかは本学の判断に任されるべきである。中期目標の中で、中期計画に記載すべき内容を具体的に指示することは、埼玉県が実質的に本学の中期計画を策定することにほかならず、適当でないと考える。

(参考)「大学の自治」の保障

《日本国憲法》

第 23 条 学問の自由はこれを保障する。

《教育基本法》

第 7 条第 2 項 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

《地方独立行政法人法》

第 69 条 設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

第 78 条第 3 項 公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

3. 中期目標の設定のあり方について

- 中期目標は、6 年という長期にわたるものである。現代のように変化の激しい時代においては、あまりに具体的・固定的な目標が設定されると、期間の経過とともに目標自体が不合理又は時代遅れのものになったり、環境変化への迅速な対応が困難になったりすることがあるため、本学が柔軟に対応しうる余地を残すものである必要がある。
- 数値目標を設定する場合、その達成に向けた取組みの過程や背景事情と関係なく、数値が独り歩きし、関心がそれに集中する結果、その達成状況のみで大学運営全体が評価されるきらいがある。数値目標は、中期目標として設定された多数の目標の一部にすぎないのであり、本学の業績評価に当たっては、特定分野の数値目標のみならず、K P I 及び定性的な目標を含め、大学運営全体における様々な側面から議論される必要がある。
- 数値目標間でトレードオフの関係が見られる場合には、目標水準の設定に際し配慮していただくことが必要である。（下記の 4 の（2）で示す県内就職率と自主財源比率の関係）

4. 埼玉県から提示された中期目標上の数値目標について

（1） 進路決定率

- 進路決定率は、景気変動の影響を受けること、学生本人の意向が優先されること等から、本学の努力によって 100%を達成することは實際上困難であり、文字通り 100%の達成を求める厳密な目標とすることには無理がある。このため、次のとおり、本学の進路決定支援における「理念」であることを明確にして中期目標に掲げるのが適当である。

（案）進路決定率（就職・進学）100%を目指すことを理念として掲げ、就職、進学や自立に向け

たキャリア教育等の進路決定支援策の充実に積極的に取り組む。

(2) 県内就職率

- 県内就職率に対しては、大学の様々な努力、自治体の専門職確保のための施策、本学の学生に対する県内外の需要、県内の類似大学の動向等に加え、学生の県内出身比率が大きな影響を及ぼす。
- これまで、本学では、推薦入試での面接、情報提供、職場見学、相談、紹介などの方法により、教職員一丸となって県内就職率を引き上げる努力を行ってきた。ただし、憲法で保障された「職業選択（移動）の自由」を踏まえ、学生の意向には配慮しなければならない、県内に就職するよう「指導」することは難しい。学生への接し方によっては、アカデミックハラスメントにもなりうる。
- 地域において医療従事者が不足する場合、自治体が経済的インセンティブを活用した人材確保策を講じることが多い。現状を見ると、関東の各都県（埼玉、東京、神奈川、千葉、茨城、群馬、栃木）では、看護師に対する修学資金貸付制度があるが、埼玉県のみ、大学等卒業後、県内施設で働く場合に返還が免除される仕組みが設けられていない。
- 学生の県内出身比率については、全国の公立大学の状況を見ると、県内就職率と県内出身比率との間に強い正の相関関係が見られ、県内出身比率が高いほど、県内就職率が高くなる傾向がある。また、東京都立大学など一部を除き、卒業生が県外に流出するため、県内就職率は県内出身比率を下回る傾向があるが、本学では、県内就職率が県内出身比率を大きく上回ってきたことについては、十分評価されるべきである。

2015～2018年度平均	県内就職率	県内出身比率	差
公立大学平均	44.7	49.1	-4.3
埼玉県立大学	57.1	52.6	4.5
神奈川保健福祉大学	67.2	69.2	-2
千葉県立保健医療大学	65.1	64.8	0.2

- このような中で、引き続き「県内就職率 60%以上」が目標として設定される場合、本学としては、その達成に向け、入学者の県内出身比率を引き上げるための入試制度の見直しなど、これまでにない取り組みを行う必要があると考えているが、第3期に入って速やかに入試制度の見直し等に着手しても、入試制度の変更は、入試が実施される2年前までに行うというルールがあることに加え、変更後の制度で入学した学生の県内就職率の数値が出るまでに4年かかる。

このため、各年度においては、県内就職率が県内出身比率を上回ることを目標としながら（中

期計画に記載)、中期目標の最終年度(2027年度)までに60%の達成を目指すことしたい。

- なお、入試制度見直しの方法によっては、入学者の学力水準が低下するなど、優秀な人材を輩出するという面での目標の達成に影響が出る可能性があること、入学志願者数が減少し、入試区分によっては定員割れになるおそれがあることなどから、十分な検討を行う必要がある。このため、中期目標の中に目標達成のための具体的方策(学校推薦型入試枠の引上げ、指定校推薦制度の導入等)を記述するのは適当でなく、教育の特性に鑑み、本学の自主的・自律的判断に任せられるべきである。
- また、仮に埼玉県から提示されたように、学校型推薦入試枠を文部科学省が示す上限である定員の50%まで引き上げるということになる場合には、県内出身者は入学金が半額であり、入試検定料も減少するため、年間1500万円程度の減収となり、自主財源比率が0.3%低下することが見込まれるが、それについても考慮していただく必要がある。

(3) 自主財源比率

- 第2期中期目標期間においては、2019年度の消費税率引き上げのように、自主財源比率に影響のある事象があったが、本学において、自己収入の確保や経費の抑制等に可能な限り取り組んだ結果として、目標値である44%に近い実績を残している。
- しかし、今後については、(2)に記載した入試制度見直しの影響を別としても、
 - a. その大宗を占めている学納金を増額することは現実的ではないこと、
 - b. 外部研究資金や寄附金を獲得するための取組を進めていくが、現状、収入に占める割合が小さく、自主財源比率向上への効果は大きくないこと、
 - c. 新型コロナウイルスの影響により、外部資金や寄附金等の活性化が見込みづらいことなどから44%を達成するのはきわめて困難な見通しである。

II. 中期計画における重要業績評価指標(KPI)及び数値目標の設定についての考え方

1. 重要業績評価指標(KPI)について

- 本学では、大学運営全般における業績動向を把握・評価する取組みとして、中期計画において、大学運営の各分野を代表し、かつ、わかりやすい複数の指標を重要業績評価指標(KPI)として設定する考えである。KPIはPDCAサイクルを回すためのツールであり、中期目標の達成状況についてKPIの動向をチェックし、業績が望ましい方向に向かっていないと判断されれば、

業務のあり方や実施方法等の見直しを行うことになる。

- K P I の設定は、対象となる業績を指標として数量化することが前提であり、また、その元となるデータの収集が技術的・コスト的に可能なものである必要がある。また、K P I は、アウトプットのデータ（例えば、研修会の開催回数）しか得られない場合を除き、できる限りアウトカムの指標（例えば、研修による知識の向上）とするのが適当である。

2. 数値目標について

- K P I は業績の動向を示す指標であり、直ちに数値目標となるものではないが、将来を見据え、戦略的に重要と考えられ、かつ、ある程度本学の努力によって改善することが可能なものについては、数値目標化することも考えられる。ただし、数値目標を総花的に多数設定し、同時にその実現を図ろうとする場合、本学の人的資源の現状では、困難な事態を生じさせるおそれがある。
- 数値目標を設定する場合、本学が最大限努力すれば達成できる程度の水準とする必要がある。また、数値目標として、社会経済情勢、政策・制度、相手方（行政機関、企業等）の都合など本学の努力と無関係の要因により大きく左右される指標を用いることは適当でないと考える。
- また、数値目標を設定した結果、それを達成するため、憲法で保障された学問の自由（教育・研究の自由）や職業選択の自由など、教員や学生の基本的な自由・権利が制約を受けるようなことがあってはならないと考える。

3. 埼玉県から示された中期計画におけるK P I ・数値目標について

- 中期計画の中で、どのような指標をK P I や数値目標として設定するかについては、埼玉県の意向も考慮する必要があるが、特定の指標の活用、数値目標の対象、数値目標の達成方法等について中期目標において具体的に記述するのは適当でなく、教育研究の特性に配慮し、本学の自主的・自律的判断に任されるべきである。個々の提案に対し、本学の考え方を申し上げると、次のとおりである。

(1) 学修成果のK P I

- ① 学修成果や授業満足度などに係るK P I
- 学修成果の測定方法は他大学でも試行錯誤を重ねている段階であり、本学でも高等教育開発センターで検討を続けているが、K P I として単一の指標で表すことにはそもそも馴染まない。こ

のため、学生の授業満足度など複数の指標を使い、総合的に評価するしかないと考えている。

② 専門職連携教育の成果のKPI

- 専門職連携関連科目については、
 - a. その学修成果は卒業後に保健医療福祉の現場において実感されるものであり、かつ、それを数値によって明確に測定することは難しく、
 - b. 次期中期計画において直ちに使用できる数値指標は存在しないが、卒業生に対する調査などにより何らかの把握ができないかなど、今後検討していきたい。

(2) 国家試験合格率の数値目標

- 国家試験合格率を数値目標化すると、その達成が求められる中で、授業内容が国家試験合格目的を優先したのものになるなど、大学としての教育の質に歪みが生じるおそれがあることなどから適当でないと考える。
- しかしながら、進路決定支援における国家試験合格の重要性に鑑み、中期計画において、国家試験対策の充実を明記するとともに、国家試験合格率をKPIとして設定し、その動向に常に注意を払うこととしたい。

(3) 研究に関する数値目標

① 科研費新規採択率

- 現行の中期目標は、「科学研究費助成金の採択件数」を数値目標として掲げているが、この数値目標は、
 - ア. 他の外部資金（厚生労働科学研究費、民間助成金、自治体等からの受託研究費等）を獲得しても評価されない、件数重視のため大型研究につながりにくいなど、本学の研究活動に歪みを生じさせていると考えられること、
 - イ. この目標を達成するために行われてきた科研費への応募義務付けについては、教員の研究方法を間接的に制約するものであり、憲法で保障された「学問の自由」の趣旨にそぐわないものであること、
 - ウ. 日本学術振興会から科研費への応募を目的化することは止めるよう依頼がきていることなどから問題が多く、継続することは適当でない。
- このため、次期中期計画では、学問（研究）の自由に配慮しつつ、様々な外部研究資金獲得の

基盤となる教員の研究能力向上を図ることを目的として、大学の研究能力の水準を表すことができる「科研費の新規採択率」をK P Iとして位置付けたうえ、数値目標を設定することとしたい。

② 共同研究・受託研究

- 共同研究・受託研究に関する取組を数値目標として設定することについては、
 - ア. 科研費採択件数と同様、特定の外部資金について数値目標を設定する場合、研究活動に歪みを生じさせるおそれがあること、
 - イ. 共同研究・受託研究については、相手方（自治体、企業等）の意向に大きく左右され、必ずしも当方の努力だけでは実現できないこと、
 - ウ. その結果として、件数・金額の変動が大きくなりやすいことなどから、共同研究・受託研究だけ取り出して数値目標を設定することは適当ではない。

- このため、外部研究資金全体の獲得件数・金額について、K P Iとして設定し、その動向を把握した上、必要に応じ、取組みを強化することとしたい。

4. 現在、取り扱いを検討中の中期計画におけるK P I・数値目標

- 中期計画においては、上記で触れたほか、大学運営全般にわたる様々なK P Iを設定するとともに、本学が発展する上で戦略的に重要と考えられる分野については、教育研究の特性等を踏まえつつ、必要に応じ、数値目標を設定することを検討している。

III. 埼玉県の施策への協力

1. 県内の高校生等の高等教育進学機会の確保

- 埼玉県が設立した公立大学である本学は、県内の高校生等の大学進学機会の確保に配慮する必要があるため、本学での学修に必要な一定水準以上の学力を有していることを担保しつつ、引き続き、入学金等の適切な設定、学校推薦型選抜の実施、児童養護施設入所児童等に対する推薦特別枠の設定等を行う。

2. 県内のニーズに対応した専門人材の養成

- 保健医療福祉学部では、埼玉県 5 か年計画等を踏まえ、県内の医療機関等のニーズに対応し、専門的知識と技術を有する人材の養成を推進する。また、地域共生社会の実現に資するよう専門

職連携教育の充実を図る。

- 大学院保健医療福祉学研究科では、埼玉県5か年計画等を踏まえ、専門職のリカレント教育のニーズにも応えつつ、専門性の高い保健医療福祉分野の職業人等の養成を拡充する。

3. 県内の地域包括ケアシステムの構築支援

- 埼玉県5か年計画等を踏まえ、研究開発センターにおいて地域包括ケアシステムに関する研究プロジェクトを推進するとともに、地域貢献として、自治体の地域包括ケアシステム構築に対する支援の強化、地域の保健医療福祉人材に対する専門職連携研修の拡充等を図る。

4. その他

- 埼玉県の保健医療福祉や地方創生に関する施策の推進に資するよう、自治体、企業等の要望に応じ、専門的知識を持った教員の派遣や共同研究・受託研究を積極的に推進する。